

平成31年4月

郵便物受取サービス業における犯罪収益移転防止法対応に係るガイダンス

～事業者によるリスクに応じた取り組み事例の紹介～

経済産業省

1	はじめに.....	1
	(1) 本ガイドの背景、目的	1
	(2) 郵便物受取サービスとは	3
2	どのようなリスクがあるか	4
	(1) 注意を要する利用者の特徴、兆候例	4
	(2) 注意を要するサービス形態例.....	5
3	リスクを踏まえた、日々の業務上の留意点.....	6
	(1) 犯収法の義務(概要).....	6
	(2) リスクに応じた犯罪防止に効果のある好事例.....	10
4	経済産業省の今後の取り組み	12
5	参考資料.....	12

1 はじめに

(1) 本ガイドンスの背景、目的

犯罪収益移転防止法(以下、「犯収法」という。)は、同法の義務主体となる事業者を特定事業者と定義し、各種義務を課しています。しかしながら、各事業者において犯収法の義務を理解し、適切な取組が必ずしも行われていない実態も認められます。

また、国際的に、マネー・ローンダリングやテロ資金供与防止に関する要請が高まっています。

マネー・ローンダリング(Money Laundering 資金洗浄)¹とは、一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為を言います。

このような行為を放置すると、犯罪による収益が、将来の犯罪活動や犯罪組織の維持・強化に使用され、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えます。国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与するため、マネー・ローンダリングを防止することは重要です。

我が国も、国際社会と歩調を合わせてマネー・ローンダリング対策の強化を図ってきました。犯収法も、その取り組みの主要な柱の一つです。

【よくあるお問い合わせ】 マネー・ローンダリングは身近ではないと思うのですが、郵便物受取サービス業者に関係ありますか？



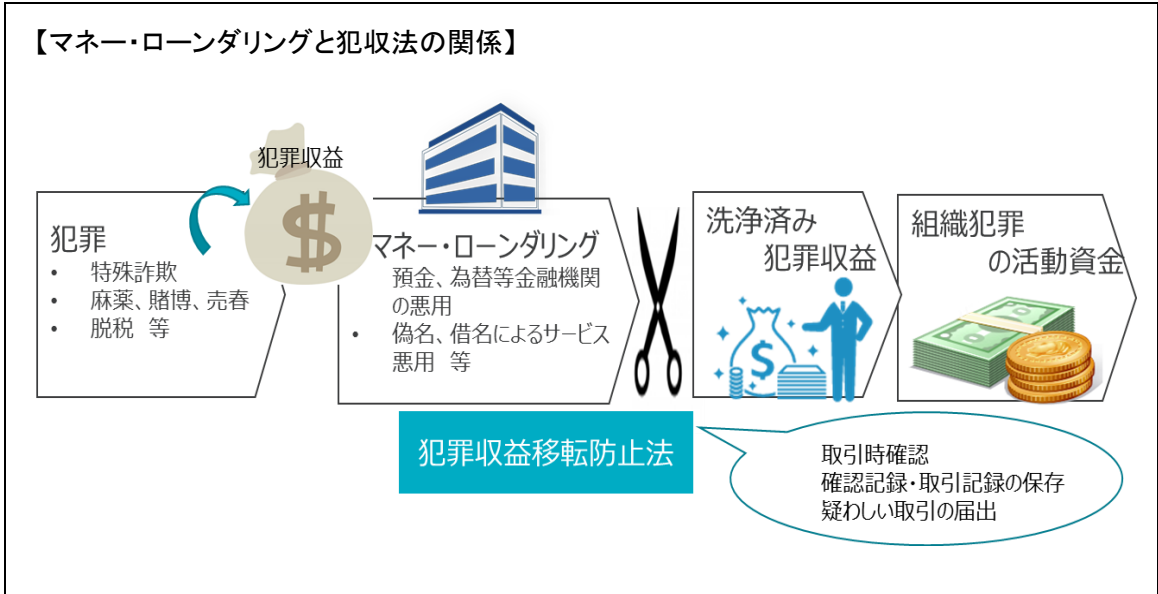
郵便物受取サービスは、例えば、特殊詐欺、偽造カード等の違法物品の販売を伴う犯罪等において、犯罪収益の受け皿として悪用されている実態があります。

郵便物受取サービスがマネー・ローンダリングに悪用され摘発された事例には、次のようなものがあります。

- ・ 架空の会社名を使い、当該サービスの役務提供契約を締結し、わいせつ DVD の販売代金等が振り替えられた普通為替証書を郵便物受取サービス業者宛てに送付させていた。
- ・ だまし取ったキャッシュカード等を、架空名義で契約した郵便物受取サービス業者宛てに送付させていた。
- ・ 架空請求詐欺の被害金を、郵便物受取サービス業者を含む複数の場所を経由して收受していた。

このように、本人特定事項を偽り当該サービスの役務提供契約を締結すること等により、マネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることが可能となることから、郵便物受取サービスは、マネー・ローンダリング等の有効な手段となりえます。

¹ 警察庁ホームページより引用 (<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/maneron/manetop.htm>)



郵便物受取サービス業は、前述の通り、特殊詐欺等の犯罪や、偽造カードのやり取りによるマネー・ローンダリングに間接的に利用されるリスクを有していますが、犯罪防止のための義務を理解した適切な取組が必ずしも行われていない実態が認められます。

また、郵便物受取サービス業者が、犯罪に悪用する恐れのある利用者の特徴・兆候や、犯罪に悪用されやすいサービス形態といった観点から、リスクの程度に関する判断が難しいため、リスクに応じた適切な対応の検討や業務運営に際し、苦慮している課題もあります。

本ガイドスは、犯収法及びマネー・ローンダリングやテロ資金供与防止の要請に応えるため、郵便物受取サービス業の実態と課題、及び犯罪に悪用されるリスクを整理するとともに、犯収法における郵便物受取サービス業者の義務や、犯罪に悪用されないための取組事例を紹介することによって、郵便物受取サービス業者の実務の参考にしていただくことを目的に策定いたしました。

(2) 郵便物受取サービス業とは

郵便物受取サービス業は、私設私書箱業とも呼ばれ、名称・屋号に関係なく下記の要件を満たす事業者が犯収法の義務主体者となります。

- (ア) 自己の居所又は事務所の所在地を、顧客が郵便物の受取場所として利用することを許諾している。
- (イ) 顧客に代わって、顧客宛ての郵便物を受け取っている。
- (ウ) 受け取った郵便物を顧客に引き渡している。

郵便物受取サービス業は監督官庁への届出等によらずに開業することが可能です。また、レンタルオフィス・バーチャルオフィスにおける付随サービスとして提供されるなど、利用目的や利用形態が多岐に渡り、多種多様な業態が関係しています。

【よくあるお問い合わせ】 当社は、郵便物受取サービス業に該当しますか？

(下記は一般的な例となります。例示以外に個別に検討・判断が必要となる場合は、経済産業省 商務・サービスグループ 商取引監督課にお問い合わせください。)

- ① レンタルオフィス・バーチャルオフィス事業を営んでいます。
 - ・ サービスメニューの一つとして、契約者宛ての郵便物の受取サービスを提供しています。
⇒ 該当します。
 - ・ 「住所貸し」という名称で、レンタルオフィス・バーチャルオフィス所在地の住所を法人登記できるサービスを提供しています。
⇒ 利用者宛ての郵便物の受取場所であること、及び利用者に引き渡すことが当然に想定されるため、該当します。
- ② スーパーマーケットを営んでいます。
 - ・ 店舗内に自社(当該スーパーマーケット)が運営を行うレンタルボックスを設置し、顧客が買い物ついでに宅配荷物を受け取ることができるサービスを提供しています。
⇒ 該当します。

2 どのようなリスクがあるか

犯罪に悪用されるリスクを各事業者が回避するためには、犯罪に悪用する恐れのある利用者の特徴・兆候や、犯罪に悪用されるリスクが高いサービス形態について知ることが、まず重要となります。

(1) 注意を要する利用者の特徴、兆候例

下表に掲げた内容は、「注意を要する例」であり、このような特徴や兆候が見られたとしても、合理的な理由を得た場合には、必ずしも直ちに犯罪に悪用されるものではありません。

利用段階	注意を要する例	考えられるリスク
契約締結時	<ul style="list-style-type: none"> • 問い合わせ段階で、しきりに本人確認書類が必要か聞いてくる。 • 申込者が他の誰かに電話で確認した上で申込書を記入する、二人組で申込に訪れ、契約当事者がもう一人の指示のもとで申込書を記入する(特に個人利用者の申込の場合)。 	<ul style="list-style-type: none"> • 犯収法で求められる取引時確認の義務を回避し、偽名・借名での「なりすまし」を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> • 本人確認書類や住民票に記載された住所が、一時的な居所の住所などになっている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 犯罪に悪用した後、追跡を逃れようとする。
	<ul style="list-style-type: none"> • 従業員を急かしたり、怒鳴ったりする等、高圧的な態度を取る。 • 申込者が事業者従業員とのやり取りを拒む傾向がある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 適切な本人確認行為を十分にできない。
	<ul style="list-style-type: none"> • 急激に申込件数が増加する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 何らかの理由(本人確認が不十分であった等)のために、犯罪グループのターゲットとされる。
契約継続中	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者が長期間、一度も郵便物の受け取りに現れない。 • 契約後、郵便物が1通も届かない(特に個人で契約をしている場合)。 	<ul style="list-style-type: none"> • 犯罪グループが、広範囲に数多くの私設私書箱の契約を締結し、犯罪に悪用する準備を行っている。
	<ul style="list-style-type: none"> • 大量の郵便物が「宛先不明」で返送される。 	<ul style="list-style-type: none"> • 投資詐欺における勧誘活動で、不特定多数に大量の郵便物を送付している。
	<ul style="list-style-type: none"> • 個人で契約したにもかかわらず、団体や法人名義で利用される。 	<ul style="list-style-type: none"> • 本当の取引目的を隠し、犯罪に利用される。

(2) 注意を要するサービス形態例

下表に掲げた内容は、「注意を要する例」であり、このようなサービスが必ずしも直ちに犯罪に悪用されるものではありません。

注意を要するサービス例	考えられるリスク
メールや電話、インターネットを介した非対面での契約	<ul style="list-style-type: none">• 偽名・借名での「なりすまし」を行う。<ul style="list-style-type: none">※ 契約者本人を直接に確認し、本人確認書類との整合性や態度、受け答えを確認できないため、対面での契約の場合と比較し、「なりすまし」のリスクは高くなります。※ 遠方住所の申込者で、利用目的が合理的でない場合にも注意が必要です。
いわゆる「住所貸し」	<ul style="list-style-type: none">• ペーパーカンパニーを用いた犯罪を行う。<ul style="list-style-type: none">※ 私設私書箱の住所で法人登記が可能となるサービスを提供している場合には、ペーパーカンパニーを用いたマネー・ローンダリング等の犯罪に悪用されるリスクがあります。• 不適切な住民票を悪用した犯罪を行う。<ul style="list-style-type: none">※ 個人が住所貸しサービスを利用する場合には、居住実態を伴わない不適切な住民登録・住民票取得とその悪用の可能性も考えられます。
郵便物の転送	<ul style="list-style-type: none">• 追跡を逃れようとする。<ul style="list-style-type: none">※ 転送先も私設私書箱であるなど、犯罪に悪用する意図がある者が追跡から逃れることを目的としている可能性があります。※ 頻繁な転送先の変更についても、同様のリスクがあります。
外国人向けサービス	<ul style="list-style-type: none">• 高リスクな顧客と契約してしまう。<ul style="list-style-type: none">※ 犯収法上の「高リスク」となる国・地域²の利用や、「外国 PEPs³」の申込にも注意する必要があります。• 経済制裁の「抜け道」となる可能性がある。<ul style="list-style-type: none">※ 外為法における経済制裁対象となっている国・地域の利用者による申込のリスクがあります。

² イラン、北朝鮮に居住・所在する者との取引が該当します。

³ 「外国 PEPs(Politically Exposed Persons)」とは、「外国要人(大臣や大使等の重要な公的地位のある者又はこれらの地位にあった者)、その家族、当該要人又はその家族が実質的支配している法人」を指します。

3 リスクを踏まえた、日々の業務上の留意点

各事業者が犯罪に巻き込まれないためには、犯収法上の義務を履行することはもちろんですが、自社の顧客やサービス形態を踏まえ、自社が有するリスクを認識し、リスクに応じた的確な行動をとることが求められます。

事業者の対応について、犯収法の義務と、犯罪防止に効果のある好事例について紹介します。

(1) 犯収法の義務(概要)

犯収法における郵便物受取サービス業者の義務についての概要は次の通りです。

本ガイダンスにおける記載は概要ですので、詳細については後述「5. 参考資料」に挙げる経済産業省ホームページ、警察庁 JAFIC ホームページを参照・確認してください。

契約締結に際しては取引時確認の義務があります。通常取引時・ハイリスク取引時、及び、個人・法人の契約対象者の別によって対応が異なります。

【通常取引時の確認】

郵便物受取サービス業者は、郵便物受取サービスを行うことを内容とする契約を締結する場合、下記の①から④を行わなければなりません。

なお、取引時確認を行った事項については、確認記録の作成・保存が必要となります。

確認方法、および、記録の作成方法の詳細については後述「5. 参考資料」に挙げる経済産業省ホームページ、警察庁 JAFIC ホームページを参照・確認してください。

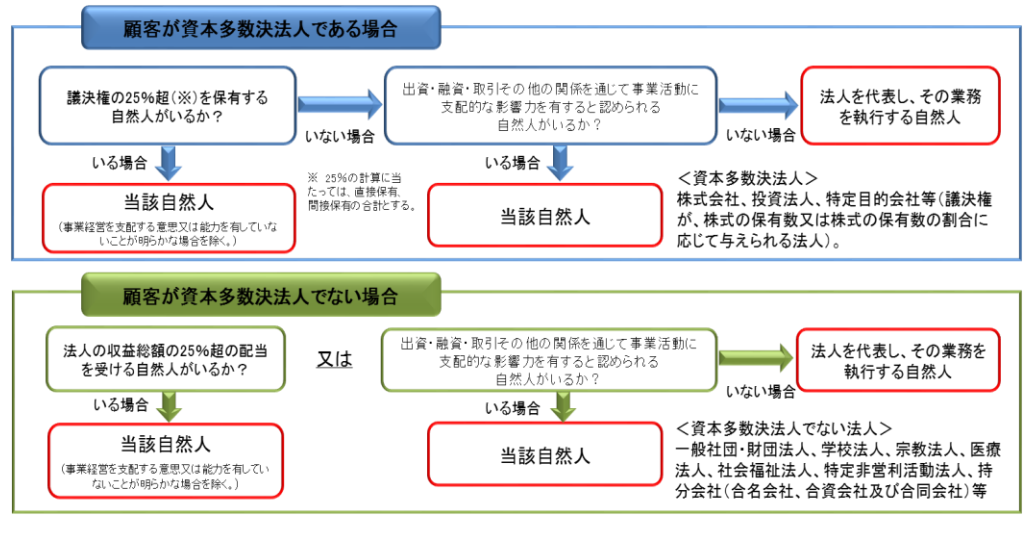
- ① 本人確認書類(公的証明書)による本人特定事項の確認
顧客が自然人(個人)の場合：氏名、住居、生年月日
顧客が法人の場合：名称、本店又は主たる事務所の所在地
- ② 取引を行う目的の確認(申告により確認)
- ③ 顧客が自然人(個人)の場合：
職業の確認(申告により確認)
- ④ 顧客が法人の場合：
事業内容の確認(定款、登記事項証明書などにより確認)

【法人の場合、実質的支配者の本人特定事項についても申告】

顧客が法人である場合、取引時確認において、その法人の実質的支配者(自然人)を確認し、その実質的支配者の本人特定事項(氏名、住所、生年月日)を取引担当者から申告を受ける必要があります。

ハイリスク取引については、実質的支配者の支配を証明する書類(株主名簿や登記事項証明書)を確認する必要があります。

【実質的支配者の確認方法】



【ハイリスク取引時の確認】

リスクの高い取引(ハイリスク取引)(※)を行う際には、通常の取引に際して行う確認に加え、追加の本人確認書類又は補完書類の提示又は送付を受けて確認を行うことが必要です。また、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況の確認も必要です。

※ 過去の契約の際に確認した顧客等又は代表者等になりすましている疑いのある取引、過去の契約時の確認の際に偽っていた疑いがある顧客等との取引、特定の地域等(イラン・北朝鮮)に居住・所在する者との取引、外国 PEPs

対面での契約に際しては下記の方法での取引時確認が必要です。

本人確認書類の種類によって対応が異なりますのでご注意ください。詳細については後述「5. 参考資料」に挙げる経済産業省ホームページ、警察庁 JAFIC ホームページを参照・確認してください。

【個人】

- ① 本人確認書類の原本の提示による本人特定事項の確認、取引の目的及び職業の申告を受ける方法
- ② 顧客(自然人)の代理人の本人特定事項の確認
自然人の確認方法に準じる(一部確認方法が異なることに留意(※))
- ③ 顧客(自然人)と代理人の関係の確認(委任状等)

【法人】

- ① 法人の本人確認書類の原本の提示、取引の目的の申告、定款等事業内容が確認できる書類の提示、実質的支配者に関する本人特定事項の申告を受ける方法
- ② 実際に契約を行う取引担当者の本人特定事項の確認
自然人の確認方法に準じる(一部確認方法が異なることに留意(※))

③ 法人と取引担当者との関係の確認(委任状等)

※ 自然人の代理人や法人の取引担当者については、本人確認書類で複数枚発行されるものの場合、原本の提示のみでは足りず、取引関係文書(契約書、使用住所や暗証番号を記した書面、保管する箱を開く顧客ごとの鍵等)を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する必要があります。

非対面(メール、インターネット、郵送等)での契約に際しては、下記の方法での取引時確認が必要です。

【個人】

- ① 本人確認書類のコピー等(確認記録に添付)の送付(郵送、メール等)による本人特定事項の確認を行うとともに、当該本人確認書類に記載されている顧客の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することによる住居確認を行った上、取引の目的及び職業の申告を受ける方法
- ② 顧客(自然人)の代理人の本人特定事項の確認
自然人の確認方法に準じる(代理人の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することによる住居確認も必要)
- ③ 顧客(自然人)と代理人との関係の確認(委任状等)

【法人】

- ① 法人の本人確認書類のコピー等の送付(郵送、メール等)による本人特定事項の確認を行うとともに、当該本人確認書類に記載されている法人の所在地に宛てて取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することによる所在地確認を行った上、取引の目的の申告、定款等事業内容が確認できる書類の送付(送付を受けた書類を確認記録に添付)、実質的支配者についての申告を受ける方法
- ② 実際に契約を行う取引担当者の本人特定事項の確認
自然人の確認方法に準じる(取引担当者の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付することによる住居確認も必要)
- ③ 法人と取引担当者との関係の確認(委任状等)

取引時確認について、「確認記録の作成・保存」の義務があります。

郵便物受取サービス業者は、取引時確認を行った場合、直ちに確認記録を作成しなければなりません。

郵便物受取サービス業者は、作成した確認記録及び添付資料を郵便物受取サービス契約が終了した日から7年間保存しなければなりません。

契約締結後は、「取引記録の作成・保存」の義務があります。

郵便物受取サービス業者は、郵便物受取サービスに係る業務において現金を内容とする郵便物の受取及び引渡しに係る取引を行った場合、取引記録を作成しなければなりません。

郵便物受取サービス業者は、作成した取引記録をその取引の行われた日から7年間保存しなければなりません。

特定事業者には、「疑わしい取引届出」の義務があります。

契約締結時や契約継続中の場合だけでなく、契約に至らない場合でも、申込者・契約者に関して不審に感じられる事案に遭遇した際には届出が必要です。

届出の方法等の詳細については、後述「5. 参考資料」に挙げる経済産業省ホームページをご覧ください。同ホームページには、どのようなときに届出を行うかの参考となる「郵便物受取サービス業者における疑わしい取引の参考事例」も併せて掲載しております。

(2) リスクに応じた犯罪防止に効果のある好事例

犯収法上の義務に加え、リスクに応じた事業者の取組事例を紹介します。

これらの取組事例を参考にいただきつつ、事業者において、事業実態・リスクに応じた取組みが進むことが期待されます。

【契約締結時において】

- 可能な限り対面で契約者と直接のコミュニケーションをとるようにし、申込段階で様々な質問を投げかける。
 - 質問を進めていく中で、回答のつじつまがあわなくなる等から不審な申込者であることが判明することがあります。
 - 例えば、疑わしいと感じられる場合には、利用目的について踏み込んだ聴き取りを行い、合理性に疑義がある場合には、信頼に足る証跡類を求める等の例があります。
- 本人確認書類の徴求を厳格化する。リスクに応じ追加の本人確認書類を徴求する。
 - 必要に応じ、本人確認書類は顔写真付きのみとし、補完書類を用いた申込は受け付けないといった、厳格な取組みを行っている例があります。
 - 非対面取引の場合は、住民票の写しや印鑑登録証明書の原本のみを認める、あるいは、2種類以上の本人確認書類を求める取扱も考えられます。
- 申込当日に即契約とせず、いったん審査期間を設けた上で契約する。
 - その場で契約手続きを完了せず、落ち着いて申込内容を確認することにより、不審な申込を見つけ出せる可能性があります。
 - インターネットで申込者名や社名で検索を行い、ネガティブ情報の有無を確認している事業者は多くなっています。
 - 複数の支店・拠点がある場合には、支店・拠点だけでなく本社も含めて契約内容を確認することで、情報やノウハウが集約され、不審な申込者を見つけ出しやすくなる場合があります。
 - 特に法人顧客については法人の所在地や登記簿謄本の確認を行うために、即日契約とはせず、登記事項証明書の内容について慎重に検討する例もあります。
- 不審に感じた場合に、その心証を覆すほどの合理的な理由を得ることができない場合は、契約を断る。
 - 本人確認書類や顧客の態度に不審な点がみられた場合は、契約をお断りする例もあります。

【契約継続中において】

- 日ごろから意識的にコミュニケーションをとることで利用者との信頼関係を構築する。
 - 利用中に不審な点を感じた場合に、利用者に対して直接確認することを積極的に行う例が

あります。

- 例えば、契約時に説明をうけた利用目的に整合しない使い方(想定外の大量の郵便物受取等)が判明した場合等に、利用者への確認を行うことは効果的です。
- 利用約款、契約書雛形の内容を整備し、解約を容易にする。
 - 例えば、不審な利用が認められた場合に、解約をできるようにするために、利用約款・契約書にその旨を明記する例があります。

【管理態勢整備に関して】

- スタッフ間での情報共有を促進する、さらに、マニュアルを作成し業務で活用する。
 - 不審事例があれば、スタッフ内で共有して、その後の業務に活かす例があります。
 - 情報共有から一歩進んで、不審事例を取りまとめて業務対応に反映させたマニュアル、審査判断基準及び契約継続謝絶判断基準を作成する例があります。
 - 多店舗展開を行う事業者において、申込を謝絶すべき利用者リストを共有する例もあります。
- 従業員の教育、研修に取り組む。
 - 犯罪悪用防止のための研修を実施している例があります。
 - 経済産業省の主催する説明会に参加する事業者もあります。
- 申込者に犯収法を周知する。
 - 犯収法のポスター等を事務所の入口に貼る、必要な書類や対応を自社ホームページに記載する等の例があります。
 - これらの取組みを通じ、利用者に対し、郵便物受取サービスの契約には様々な義務がかかることと、事業者が義務履行に向けて高い意識を有しており、容易に犯罪に悪用されない知識と姿勢を有していることを知らせる効果があります。

4 経済産業省の今後の取り組み

引き続き犯収法の適切・厳正な執行に取り組むとともに、郵便物受取サービス業者が有するリスクに応じた監督を行います。また、本ガイダンスについて今後、リスクや取組事例の更新・充実を図るなど、各郵便物受取サービス業者においてもリスクに応じた犯罪の予防措置が進展するよう取り組みを推進していきます。

5 参考資料

各項目の詳細について参考となる資料は次の通りです。

- 経済産業省 郵便物受取サービス業／私設私書箱業
http://www.meti.go.jp/policy/commercial_mail_receiving/index.html
- 経済産業省 動画ページ (METI Channel)
<https://www.youtube.com/watch?v=mGM6aJdYjJ0>
<https://www.youtube.com/watch?v=s-l-oZLmjpE>
- 警察庁 JAFIC (Japan Financial Intelligence Center／犯罪収益移転防止対策室)
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>
- 警察庁 疑わしい取引届出方法 等
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/todotop.htm>

以上

お問い合わせ先 経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ商取引監督課 私設私書箱班 電話 03-3501-1511(内線 4191)
